

議案第48号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成28年6月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町税条例等の一部を改正する条例

（三朝町税条例の一部改正）

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）
に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」

という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療機関関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検	(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若し

査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）～（6） 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

附 則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改

くは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）～（6） 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

附 則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の2

2～6 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改

修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等 (6) 略	修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 (6) 略
---	---

(三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三朝町税条例等の一部を改正する条例（平成27年三朝町条例第20条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (町たばこ税に関する経過措置) 第5条 略 2 略 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ	附 則 (町たばこ税に関する経過措置) 第5条 略 2 略 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	略
第98条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	略
第98条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	略

4～6 略

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第

同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	略
第98条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	略
第98条第4項	<u>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	略

4～6 略

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第

4 項及び第 5 項、第100条の 2 並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	
第100条の 2 第 1 項	略
略	

8 及び 9 略

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第 7 項の表 以外の部分	略	
	<u>同項から前 項まで</u>	<u>同項、第 5 項及び前項</u>
略		
第 7 項の表 <u>第100条の 2 第 1 項</u> の 項	略	
略		

11 略

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第 7 項の表	略

4 項及び第 5 項、第100条の 2 並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	
第100条の 2	略
略	

8 及び 9 略

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第 7 項の表 以外の部分	略	
	<u>から</u>	<u>、第 5 項及</u> <u>び</u>
略		
第 7 項の表 <u>第 100 条の</u> <u>2</u> の項	略	
略		

11 略

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第 7 項の表	略

以外の部分	<u>同項から前</u> <u>項まで</u>	<u>同項、第 5</u> <u>項及び前項</u>
略		
第 7 項の表 <u>第100条の</u> <u>2 第 1 項の</u> 項	略	
略		

13 略

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第 7 項の表 以外の部分	略	
	<u>同項から前</u> <u>項まで</u>	<u>同項、第 5</u> <u>項及び前項</u>
略		
第 7 項の表 <u>第100条の</u> <u>2 第 1 項の</u> 項	略	附則第 5 条 <u>第14項にお</u> <u>いて準用す</u> <u>る同条第 5</u> <u>項</u>
略		

以外の部分	<u>から</u>	<u>、第 5 項及</u> <u>び</u>
略		
第 7 項の表 <u>第 100 条の</u> <u>2</u> の項	略	
略		

13 略

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第 7 項の表 以外の部分	略	
	<u>から</u>	<u>、第 5 項及</u> <u>び</u>
略		
第 7 項の表 <u>第100条の</u> <u>2 の項</u>	略	附則第 5 条 <u>第12項にお</u> <u>いて準用す</u> <u>る同条第 5</u> <u>項</u>
略		

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項第5号の規定は、平成28年4月1日以降に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以降の年度分の固定資産税に適用する。